

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年二月十七日から同年三月二日までの間縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
奥田 英明	檀原市十市町七七六番地	檀原市十市町六四八番ほか一筆	
柿本 芳是	檀原市中町二三四番地の三	檀原市中町二三八番一ほか一筆	
八房建設株式会社	檀原市久米町六九七番地の三	桜井市大字穴師五九五番ほか一筆	

二 申請年月日

平成二十九年二月九日